

( 公 印 省 略 )  
令和 4 年 7 月 2 9 日

保護者 各位

群馬県立前橋高等学校  
校 長 二 渡 諭 司

濃厚接触者の待機期間の見直しについて（令和 4 年度第 2 報）

保護者の皆様には、平素から、本校の教育活動に御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、7 月 26 日に群馬県教育委員会から「濃厚接触者の待機期間の見直し等について」の事務連絡がありました。

つきましては、今後、学校で生徒・教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合は、下記のとおり対応させていただきます。保護者の皆様の御協力をお願いします。

御家庭におかれましても感染防止対策を徹底していただくとともに、御子息の体調の変化に一層、御留意くださいますよう、改めてお願い申し上げます。

記

1. 学校における濃厚な接触があった可能性のある者の特定については、今までどおり本校職員が聞き取りを行い、学校医の判断により特定をします。
2. これに該当する生徒・教職員は、5 日間の自宅待機を行った上で、症状等がなければ、その翌日から登校が可能となります。

※（参考）保健所の対応について

- (1) （保健所等で）特定された濃厚接触者の待機期間は、最終曝露日（感染者との最終接触等）から 5 日間（6 日目解除）です。
- (2) ただし、2 日目及び 3 日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、3 日目から解除が可能となります。